

〔立正大学ラグビー部後援会規約〕

第1章 総 則

第1条 本会の名称は「立正大学ラグビー部後援会」と称し、事務局を同大学熊谷校舎内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は、立正大学ラグビー部の強化、会員相互の情報交換、親睦並びに地域に於けるラグビーの普及を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 部活動への補助及び後援
- (2) 活動の広報
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組 織

第4条 本会は、前章の目的に賛同し、ラグビー部を支援する後援会員を以て組織する。

第4章 総 会

第5条 総会は第4条の会員を以て構成する。

第6条 総会は年1回以上開催し、会長がこれを招集する。

第5章 会 計

第7条 会員は毎年会費を納入するものとする。

第8条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 個人会員：年会費 3,000円
- (2) 法人会員：年会費10,000円
- (3) 賛助会員
- (4) 寄付金
- (5) その他

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役 員

第10条 本会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副 会 長 5名以内
- 理 事 30名以内
- 運営委員 20名以内
- 会 計 2名
- 監 事 2名

第11条 役員会は第10条の役員を以て構成する。役員会は過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。

第12条 役員会は年1回以上開催し、会長がこれを招集する。

第13条 会長、副会長は役員会で推挙し総会で承認するものとする。

会長は本会を代表し、会務を掌理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

第14条 運営委員は後援会会員より会長が委嘱する。

第15条 名誉会長、顧問は会長の委嘱により置くことが出来る。

第16条 役員員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第7章 会計監査

第17条 監事は会計を監査し、会員に報告する。

第8章 運営委員会

第18条 運営委員会は、第6章の会長・副会長・運営委員で構成する。

第19条 運営委員会は、必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。

付 則

本規約の改正は、役員会の決議による。

本規約は、平成17年4月1日より施行する。